他部局における健康福祉関連施策

重	■ 業 名	事業概要
	シルバー人材センター (開) 根拠法令等 「高年 の安 で の で で で で で で で で で で で で で で で で	いの充実や社会参加を希望する高年齢者に対して、その意欲と能力に応じて地域に密着した就業機会を提供することにより、活力ある地域社会づくりを図る必要がある。現在、シルバー人材センターは 14 市 31 町村に設置されている。また、平成 9年 10 月には、(公社)熊本県シルバー人材センター連合会を設立し、県下全域での事業の実施と県内各センターの取りまとめを行っている。対象者 おおむね 60 歳以上会員数 9,877 人 (H31.3.31 現在)設置市町村 熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池
高齢者・障がい者の雇用対策	障害者就業・生活支援の (課) 根拠法令 「保護を制御を関する。 (別) 根拠法令 「保護・100年の (日本) 「保護・100年の (日本) (日本) 「日本) 「日本) 「日本) 「日本) 「日本) 「日本) 「日本) 「	としている障がい者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携し、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行い、雇用の促進及び職業の安定を図る。 <熊本障害者就業・生活支援センター「くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター縁」> 運営主体 社会福祉法人慶信会 対象地域 熊本地域(熊本、上益城圏域) 配 置 熊本市内に支援ワーカー10名を配置 <熊本県南部障害者就業・生活支援センター「結」> 運営主体 社会福祉法人東康会

事				事	業	概要						
	特別支援教育	<u>特別支援教育は、障</u>	がいのあ	る幼児児	童生徒の自	自立や社会	参加に向けた主体的な取組を支援	す				
	(特別支援教育課	るという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の										
	高校教育課	困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。										
	義務教育課)	通常の学級に在籍する知的な遅れのない発達障がいを含めて、教育上特別の支援を必要とするは、は周児童生徒が在籍する本がよる。										
		│ 幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されている。県では、幼児児童生徒の支援 │ 実のため、対応が困難な事例ほどより専門性の高い支援が得られる「段階的な支援体制」を構										
	根拠法令等	し、支援に当たっている。										
	「学校教育法」	特別支援学校の概要		18校、ī	市立2校)	〔 表	長中 () 内は県内設置数〕					
	(\$22.3.31 制定)	特別支援学科	校	概 要								
	(H19.4.1 改正)	主として視覚障が	い者に	幼稚部、	小学部、	中学部、高	等部(専攻科を含む)を設置。					
		対する教育を行う	5特別支				育を行うとともに、障がいに基					
		援学校(1)		づく困難	離を改善・	克服するた	めの教育を実施。					
			主として聴覚障がい者に対する教育を行う特別す									
			対する教育を行う特別支援学校(1)			同上						
		主として知的障が	いおに									
		対する教育を行う					置(高等部のみの特別支援学校					
		援学校				障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を						
		(県立 10・市立 2))	実施								
		主として肢体不自	由者及	肢体不同	自由の児童	生徒を対象	とした小学部、中学部、高等部					
		び知的障がいに対	付する教	及び、知的障がいの生徒を対象とした高等部を設置。小・中・								
		育を行う特別支	援学校		高校に準じた教育を行う(1校のみ)とともに、障がいに基づ							
		(2)		く困難	く困難を改善・克服するための教育を実施。							
			主として肢体不自由者に対する教育を行う特別支			小学部、中学部、高等部を設置。障がいに基づく困難を改善・						
)特別又	克服するため教育を実施。								
特		主として肢体不自	由者及	幼稚部、小学部、中学部を設置。幼・小・中に準じた教育を								
特別支援教育		び病弱に対する教	び病弱に対する教育を行 う特別支援学校(1)			行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための 教育を実施。 病弱は小・中学部訪問教育のみ。						
喜		う特別支援学校(1										
坂 数		 主として病弱者に	対する	小学部、中学部、高等部を設置。病気等により、継続して医								
育		教育を行う特別支			療や生活上の管理が必要な子どもに対して、小・中							
		(1)		準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克 服するための教育を実施。 部附属特別支援学校(知的障がい)がある。								
		│ └──この他、能本大	学教育学									
							高等学校における通級による指導	概				
		要										
		学級等	対象	裙	Tab. 1.35	概	要					
			教育上:	特別の			学級における指導では、十分にことが困難な児童生徒のため					
		特別支援学級	支援を				の学級。本県には知的障がい、					
		(県内各地	する児童	重生徒			体虚弱、弱視、難聴、自閉症・					
			1 -1-33	<u> ۲۱۰۰ ۲۴</u>		ハ学級が設 お道を通営の	直。 の学級で受けながら、一部障が					
			小・中学				算を、特別な場で受ける形態。					
			務教育学 等学校				徒が障がいによる学習上又は					
			の学級				的に改善・克服するための指導 立活動に相当)を実施。小・中					
		(県内各地)	する教		-		ま、月1~週8単位時間程度、					
			別の支		高等学校	は年間7単位	立を超えない範囲で実施する。					
			要とす	る児童			1、情緒障がい、難聴、LD(学) (注音欠陥多動性障がい)の					
			生徒	るの主 習障がい)・A D H D (注意欠陥多動性障がい)の 教室を設置。								
		小・中学校通常の学										
							D学校で特別支援教育コーディネ 連携した支援体制を構築。それぞ					
							星携した又抜体前を構架。それで しつつ、例えば指導についての計					
I			************************************		リグ地門して							

援の充実を図っている。

又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなどして、個々の児童(生徒)の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。」と記載されており、本県においては地域ごとに各特別支援学校が助言等を行い支

事	¥ 名	事業概要											
	私立学校経常費助	(高等学校への補助)											
	成費補助	特別な支援を要する生徒の受入れ、個別の教育支援計画の策定、個別の指導計画の作成並びに											
	(私学振興課)	特別支援教育、不登校対策、いじめ対策、中途退学対策のための校内組織の整備及び取組を行っ											
		ている高等学校に、特別支援教育等に必要な経常的経費の一部を補助し、特別支援教育体制の充											
	根拠法冷等	実を図る。											
	「学校教育法」	受入れ及び計画の策定等については、障がいを有していることが確認できる生徒(身体障害者											
	「私立学校振興助	手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、診断書等により確認できる者。また、病院、中学校											
	成法」	からの情報提供書等により確認できる者。なお、保護者が記入した健康調査書等による場合は、											
		記載内容 {(傷病名(ADHD、LD等)や服用している薬名 } により、明らかに障がいを有して											
		いるとわかる場合)のみを対象とする。											
		また、校内組織の整備及び取組については、組織を整備のうえ取組が実施されていることが分											
		かる書類(校務分掌等)にて確認を行う。											
特		・平成30年度の各学校における取組実績											
別		特別な支援を要する生徒の受入れ 19 校 (253人)											
支		個別の教育支援計画の策定 11 校 (161人)											
援		個別の指導計画の作成 11 校 (164人)											
特別支援教育		校内組織の整備及び取組(不登校対策等の生徒対策を含む) 21 校											
=	AK 1 = + 33 A+ 11 + 51 + -												
	熊本時習館特別支												
	援相談員派遣事業	対する研修会の実施や、発達障がいのある生徒への対応について助言することにより私立学校を											
	(私学振興課)	支援し、発達障がいのある生徒の修学環境の向上を図る。 主な支援の内容											
	to the initial of												
	根拠法令 県単独事業	私立学校における校内支援体制の充実に関する支援 ・校内委員会による支援検討、特別支援コーディネーターを中心とした支援調整等の充実、											
	宗半独争来 	・校内委員会による文援検討、特別文援コーティネーターを中心とした文援調整寺の允美、 活用に必要な助言及び支援											
		活用に必要な助言及び支援											
		・発達障が100のも生徒に対する個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成支援に使助言及び支援											
		発達障がNのある生徒の対応に関する学校への支援											
		・支援会議への参加、学校訪問や電話・電子メール等による学校(教職員)への助言及び支											
		接											
	熊本県夢応援進学												
一大	給付金(私学振興	金(被災特例枠)」の貸付を受けて大学等に進学する非課税世帯の生徒に対して、大学等進学後に											
学	課)	給付金として自宅通学生には10万円、自宅外通学者には30万円を給付する。											
進	-												
子士	根拠法令												
大学進学支援	県単独事業												
1/文													

1 公立特別支援学校 (平成30年5月1日現在)

設置者 県 県 県	学校等名 盲学校 熊本聾学校 ひのくに高等支援学校 熊本支援学校 高等部東町分教室	当該学校が主として 行う教育 視覚障がい者に対する教育 聴覚障がい者に対する教育		<mark>小</mark>	中	高 高	寄 宿 舎	在 籍 数	〒 所 在 地	電話 F A X
書 県 県	盲学校 熊本聾学校 ひのくに高等支援学校 熊本支援学校	行う教育 視覚障がい者に対する教育 聴覚障がい者に対	幼	小	中	高	舎		所 在 地	FAX
県	熊本聾学校 ひのくに高等支援学校 熊本支援学校	する教育 聴覚障がい者に対								
県	熊本聾学校 ひのくに高等支援学校 熊本支援学校	する教育 聴覚障がい者に対				1		4 -	862-0901	096 - 368 - 3147
県	ひのくに高等支援学校				-	J		45	熊本市東区東町3-14-1	3 6 8 - 3 1 4 8
県	ひのくに高等支援学校							0.F	862-0901	096 - 368 - 2135
	熊本支援学校						_	85	熊本市東区東町3-14-2	368 - 2137
	熊本支援学校							100	861-1101	096 - 249 - 1001
旦							_	108	合志市合生4360-7	249 - 1102
旦								239	862-0941	0 9 6 - 3 7 1 - 2 3 2 3
	高等部東町分数室							239	熊本市中央区出水5丁目5-16	371 - 0078
<i>></i> 1<								58	862-0901	096 - 331 - 0220
	(熊本聾学校内)							50	熊本市東区東町3-14-2	3 3 1 - 0 2 2 1
	松橋西支援学校							141	8 6 9 - 0 5 0 2	0 9 6 4 - 3 3 - 2 7 9 7
県	1419日又及丁汉								宇城市松橋町松橋308-1	33 - 2737
//	高等部上益城分教室								861-4606	0 9 6 - 2 3 5 - 8 0 4 0
	(甲佐高等学校内)								上益城郡甲佐町横田327	2 3 5 - 8 0 4 1
県	荒尾支援学校							146	8 6 4 - 0 0 3 2	0 9 6 8 - 6 2 - 1 1 3 1
									荒尾市増永字西長浦2299-3	69 - 1064
県	大津支援学校							160	8 6 9 - 1 2 3 5	096 - 293 - 0486
		知的障がい者に対							菊池郡大津町室1381	293 - 8052
	菊池支援学校	する教育						148	861-1101	0 9 6 - 2 4 2 - 0 0 6 9
県									合志市合生4300	2 4 2 - 0 2 0 0
	高等部山鹿分教室 (鹿本商工高等学校内)							27	861-0304	0 9 6 8 - 4 6 - 5 6 3 8
	(吃不同工同立于汉内)					\vdash		34	山鹿市鹿本町御宇田312	46 - 5641
県	小国支援学校								8 6 9 - 2 5 0 1 阿蘇郡小国町宮原 2 6 3 5 - 2	0967 - 46 - 4370
						\vdash			四穌都小国町呂原 2 6 3 5 - 2 8 6 8 - 0 5 0 1	46 - 5980 0966 - 42 - 3792
県	球磨支援学校							80	球磨郡多良木町多良木4217	42 - 6938
									863-0005	0 9 6 9 - 2 3 - 0 1 4 1
県	天草支援学校							107	天草市本町新休972	22 - 5673
	 熊本市立					\dashv			860-0833	096 - 245 - 6232
市	照本巾立 平成さくら支援学校							42	熊本市南区平成2丁目20-1	245 - 6242
	八代市立								866-0014	0 9 6 5 - 3 2 - 3 2 5 1
市	八代市並八代支援学校							82	八代市高島町1 - 6	39 - 5007
	松橋支援学校(肢)					\Box		42	869-0543	0 9 6 4 - 3 2 - 0 7 2 9
_ }	高等部専門学科(知)							54	宇城市松橋町南豊崎252	32 - 0565
県									869-4201	0 9 6 5 - 5 2 - 3 6 1 1
	高等部氷川分教室(知)	知的障がい者及び						44	八代市鏡町鏡村937	52 - 5161
		肢体不自由者に対 する教育							8 6 9 - 5 4 6 1	0 9 6 6 - 8 2 - 4 6 2 7
	芦北支援学校(肢)							25	章北郡芦北町芦北 2 8 2 9 - 8	82 - 4606
県	高等部佐敷分教室(知)	1							8 6 9 - 5 4 3 1	0966 - 61 - 3303
	(芦北高等学校内)							26	章北郡芦北町乙千屋 2 0 - 2	61 - 3304
	 熊本かがやきの森							0.1	860-0046	096 - 319 - 2000
	支援学校							61	熊本市西区横手5丁目16-28	319 - 2111
県	江津湖療育医療	- - - 肢体不自由者に対						24	862-0947	0 9 6 - 3 7 9 - 4 4 2 0
	センター分教室	する教育						21	熊本市東区画図町重富575	379 - 4420
	女小士 地]						40	863-2503	0969 - 35 - 1780
県	苓北支援学校							19	天草郡苓北町志岐1120	35 - 2766
ı	松橋東支援学校(肢)	肢体不自由者及び						19	8 6 9 - 0 5 2 4	0 9 6 4 - 3 2 - 1 7 2 6
県	訪問(病)	病弱者に対する教 育						4	宇城市松橋町豊福2910	32 - 2280
ı	, ,	病弱者に対する教							8 6 1 - 1 1 0 2	0 9 6 - 2 4 2 - 0 1 5 6
県	黒石原支援学校	育						119	合志市須屋2659	242 - 5341
	計	19校			17			1,954	- 伴八能木古摇学校享笑郊 南町分:	***

平成31年4月に熊本県立熊本はばたき高等支援学校が開校。それに伴い熊本支援学校高等部 東町分教室が閉室。

2 国立特別支援学校

設 置 学 校 名		設置学部			寄宿	在籍	₸	電話	
者			小	中	高	舎	数	所 在 地	FAX
国熊本大学	熊本大学教育学部附属特別支援学校						61	8 6 0 - 0 8 6 2	096 - 342 - 2953
	熙华八于教自于即附属付加文场于仅							熊本市中央区黒髪5丁目17-1	3 4 2 - 2 9 5 0